

令和 8 年度 三浦市 高齢者等定期予防接種(インフルエンザ・新型コロナ)のお知らせ

★実施期間：令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日まで

感染症のまん延と市民の皆様の発病・重症化を予防するため、10月より予防接種を実施します。
接種は義務ではありません。希望者は期間中に接種してください。
定期接種としてインフルエンザ・新型コロナの接種を受けることができるのは実施期間中
各 1 回のみです。

★令和 8 年度の対象者について

接種日時点で三浦市に住民登録がある以下の①～③に該当する方。

- ① 65 歳以上の方
- ② 60 歳以上 65 歳未満であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に障害があり、身のまわりの生活が極度に制限される方
- ③ 60 歳以上 65 歳未満であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

※年齢は接種当日の年齢です。

★自己負担額について

インフルエンザ	2,000 円
新型コロナ	5,000 円

自己負担額は、接種当日、医療機関にお支払いください
各接種の 2 回目接種が確認された場合は、予防接種費用を全額負担していただきます。

★ワクチンについて

新型コロナでは以下のメーカーのワクチンが使用できます。
医療機関によって使用するワクチンが異なりますので、必要な場合は医療機関にお問い合わせください。

mRNA ワクチン	・ファイザー社 ・モデルナ社 ・第一三共社 ・Meiji Seika ファルマ社（レプリコンワクチン）
組み換えタンパクワクチン	・武田薬品工業社

★持ち物

- ◆年齢、住所を確認できるものをお持ちください。（マイナンバーカード、運転免許証、資格確認書等）
 - ◆60 歳から 65 歳未満で対象となる方は、1 級の身体障害者手帳もお持ちください。
 - ◆生活保護を受けている方は、上記のほか※生活保護受給証明書等もお持ちください。自己負担額が免除されます。
- ※生活保護受給証明書については、福祉課の窓口にて交付を受けてください。

★申し込み方法と三浦市内の実施医療機関

予約が必要な場合があります。直接、実施医療機関へお申し込みください。

実施医療機関名	所在地	電話番号	インフル エンザ	新型 コロナ	実施医療機関名	所在地	電話番号	インフル エンザ	新型 コロナ
あさい内科 クリニック	初声町入江 76-1	888 -2217	○	○	三浦海岸つばさ クリニック	南下浦町上宮田 3202-14	887 -3555	○	○
飯島医院	東岡町10-1	881 -5265	○	○	三浦診療所	南下浦町上宮田 3263-1	889 -3388	○	○
栗原耳鼻咽喉科	南下浦町上宮田 3111-2	889 -1133	○	×	三浦中央医院	南下浦町上宮田 1738-1	888 -5010	○	○
こだま クリニック	三崎町小網代 1543-1	880 -0358	○	○	三浦メディカル クリニック	初声町下宮田 5-16 パイア三浦店2階	888 -0505	○	○
斉田皮フ科	南下浦町上宮田 3125-1 SKビル2階	888 -3401	○	×	みなみ湘南医院	南下浦町上宮田 1528-102	889 -1211	○	○
塩崎産婦人科 ※女性のみ可	南下浦町上宮田 2994-6	889 -1103	○	○	矢島内科医院	天神町9-16	881 -2467	○	○
田中内科医院	栄町7-11	881 -4678	○	○	三浦市立病院	岬陽町4-33	882 -2111	○	○
徳山診療所	南下浦町上宮田 2785-1	888 -5115	○	○	※○＝実施しています。 ×＝実施していません。				

★その他医療機関での接種について

上記以外に、高齢者入所施設等で、入所者等に限り実施している場合があります。
また、横須賀市・逗子市・葉山町など、一部の市外医療機関でも接種が可能です。
その他の医療機関で接種を希望する方は、事前に当該医療機関もしくは健康づくり課までご相談ください。

●接種を受けられない方

明らかに発熱をしている方（通常 37.5℃以上）。重篤な急性疾患にかかっている方。ワクチンに含まれる成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある方。その他、医師が接種を受けることを不適切と判断した場合。

●接種するにあたって

必ず当日お渡しする説明書を読み、ご理解・ご同意の上、お受けください。

●ワクチンの副反応について

かゆみ、注射部位の痛み・赤み・腫れ、筋肉の痛み、関節の痛み、頭痛、倦怠感、悪寒、発熱など。まれに、アナフィラキシーの症状（血管浮腫、じんましん・呼吸困難など）、生ワクチンについては、血小板減少性紫斑病、無菌性髄膜炎が、組換えワクチンについては、ショック、ギランバレー症候群がみられることがあります。

●予防接種による健康被害救済制度について

この接種によって引き起こされた副反応により健康被害を生じたと認められたときには、健康被害の程度等に
応じて予防接種法に基づく補償を受けられる場合があります。詳しくは、健康づくり課へお問い合わせください。

定期予防接種について三浦市公式ホームページにも詳しく掲載していますので ⇒
二次元バーコードを読み取りご覧ください。



三浦市公式
ホームページ
二次元コード

＜お問い合わせ＞三浦市保健福祉部健康づくり課 電話 046-882-1111 （内線 370～374）